

19生畜第2124号

平成20年2月21日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成20年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。